

戸籍・附票等交付請求書

平戸市長 様

① 請求者（窓口に来た人）

請求日 令和 年 月 日

住所	長崎県平戸市 町・村 免 番地		
氏名	電話番号	— —	
	生年月日	大正・昭和・平成・令和 年 月 日	

※請求者本人による署名の場合、押印は不要です。

② どなたの証明が必要ですか？

必要な方との関係 （請求資格）	<input type="checkbox"/> 請求者本人 <input type="checkbox"/> 配偶者（夫または妻） <input type="checkbox"/> 直系親族（父母、祖父母、子、孫、 など） <input type="checkbox"/> その他（ ）		
本籍地	<input type="checkbox"/> 上記住所と同じ 平戸市		
筆頭者氏名 生年月日	<input type="checkbox"/> 請求者本人	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	
必要な人の氏名 生年月日	<input type="checkbox"/> 請求者本人	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	

具体的な使用目的（請求資格が「その他」に該当した方のみ記入してください。）
権利行使・義務履行のため 国または地方公共団体の機関に提出するため その他
()
※必要な方からの委任状があれば不要です。

③ 何が必要ですか？

戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）	通	除籍全部事項証明書（除籍謄本）	通
戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）	通	除籍個人事項証明書（除籍抄本）	通
戸籍一部事項証明書	通	除籍一部事項証明書	通
附票全部証明（謄本）	通	昭和・平成改製原戸籍謄本	通
附票一部証明（抄本）	通	昭和・平成改製原戸籍抄本	通
受理証明書	通	届書記載事項証明書	通
身分証明書	通	独身証明書	通
その他証明書（ ）			通

※市記載欄 本人確認書類	全部	個人	謄本	抄本	取扱者
<input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 住基カード	戸籍				取扱者
<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 旅券（パスポート） <input type="checkbox"/> 在留カード	除籍・原戸籍				
<input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 介護保険証 <input type="checkbox"/> 年金証書・手帳	附票				取扱者
<input type="checkbox"/> 聴聞（聴聞の場合は以下の◇も記入）	身分証明書	届書の写し			
◇世帯員氏名生年月日、◇父母氏名生年月日、 ◇その他（ ）	その他（ ）				
<input type="checkbox"/> その他（ ）	計	件			円

権限確認書類 委任状 戸籍謄本 登記事項証明書 資格証明書 社員証 身分証明書 その他（ ）

（裏面に請求にあたっての注意事項を記載しています。）

請求にあたっての注意事項

1 請求の理由の記載について

(1) 権利の行使・義務の履行のために請求する場合

権利・義務の発生原因、内容とその権利行使または義務履行のために戸籍の記載事項の確認を必要とする理由を詳細に記載してください。

(2) 国または地方公共団体の機関に提出する場合

戸籍謄本等を提出する国または地方公共団体名を記載してください。また、その機関へ提出を必要とする理由も記載してください。

(3) その他の理由で請求する場合

戸籍の記載事項の利用目的、方法とその利用を必要とする理由を記載してください。

2 資料の提供について

請求書に記載された内容から請求の理由が明らかでない場合には、資料の提供を求めることがあります。

3 戸籍個人事項証明について

戸籍に記載されている方全員ではなく、一部の方についてのみ証明が必要な場合には、その方の個人事項証明をご利用ください。

4 戸籍一部事項証明について

戸籍に記載されている事項のうち、一部の事項について証明することで足りる場合には、戸籍一部事項証明をご利用ください。

5 本人確認資料について

窓口に来た人について、ご本人であることを確認できる書類（例：マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証など）の提示が必要です。

6 権限確認書類について

窓口に来た人が、請求者の代理人または使用者である場合には、代理権限または使用者の権限を証明する書類が必要です。

7 押印の要否について

交付請求書には、窓口に来た方の署名または記名押印が必要です。

8 刑罰

偽りその他不正な手段により、戸籍証明書等の交付を受けた者は、刑罰（30万円以下の罰金）が科されます。

※ご不明な点があれば、窓口または下記までおたずねください。

平戸市役所 市民生活部 市民課 戸籍住民班

TEL 0950-22-4111（内線2521～2524）